



Document Title: 構造計算適合性判定業務手数料規程

(CTC-JP-SAC-PR01)

Rev. 1.5

Issue Date: 1 June, 2015

Revised Date: 1 April, 2026

## 構造計算適合性判定業務手数料規程

### (趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務手数料規程は、ビューローベリタス ジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項及び法第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務を受託するに際し、BVJが別に定めた構造計算適合性判定業務規程及び構造計算適合性判定業務約款に基づき、判定手数料について必要な事項を定める。

### (判定手数料)

第2条 判定手数料は、一の建築物ごとに別表に定める額とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。

### (帳簿記載事項証明書に関する手数料)

第3条 帳簿記載事項証明書発行に係る申請手数料は、証明書一通につき5,000円とする。

### (判定手数料の増額又は減額)

第4条 BVJは、判定が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、判定手数料を増額又は減額することができる。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

最新版

版番号	Rev. 1.5
発効日	令和 8 年 4 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 1.5	令和 8 年 4 月 1 日改訂
変更概要	別表 注 3)岐阜県の注釈の削除
改訂版 Rev. 1.4	令和 7 年 11 月 17 日改訂
変更概要	別表 宮崎県、山口県以外の手数料の改定及び計画変更手数料新設
改訂版 Rev. 1.3	令和 7 年 4 月 1 日改訂
変更概要	別表 宮崎県、山口県の手数料の改定
改訂版 Rev. 1.2	平成 28 年 4 月 1 日改訂
変更概要	別表 大分県の追加
改訂版 Rev. 1.1	平成 27 年 10 月 15 日改訂
変更概要	別表 千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、山口県、佐賀県の追加
初版 Rev. 1.0	平成 27 年 6 月 1 日制定

業務区域	構造計算の方法	建築物の床面積の合計					
		1,000㎡以内のもの	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	100,000㎡を超えるもの
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、沖縄県	認定	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000	
	認定以外	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000	
山口県	認定	153,000	276,000	218,000	305,000	471,000	
	認定以外	216,000	276,000	349,000	513,000	859,000	
宮崎県	認定	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000	997,000
	認定以外	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000	997,000

注1) 認定 : 構造計算が認定プログラムにより行われたもの

認定以外 : 構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの

注2) 計画変更:床面積の合計の1/2の面積(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2)とする。  
(直前の構造計算適合性判定を、当機関が行った場合に限る)